

# 令和6年度第5回那珂川市農業委員会会議録

令和6年8月9日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和6年度第5回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和6年8月9日（金） 午前9時27分～午前10時33分  
場 所 都市整備部 外会議室

## 1. 議事録署名人

4番 白水正彦

5番 内野 学

## 2. 議 案

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農地転用計画変更承認申請書について

議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 農用地利用集積計画の利用権設定について

## 3. 報 告

報告第11号 専決処分について

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第12号 専決処分について

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第13号 専決処分について

農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について

報告第14号 専決処分について

現況証明願について

## 4. その他

①議案第14号番号3 農地法第5条の規定による許可申請の図面について

②筑紫地区リーダー研修会の開催について

5. 出席委員

農業委員

会長 結 城 五 子  
3 番 山 崎 美代子  
5 番 内 野 学  
7 番 佐 伯 久 典

2 番 高 橋 堅  
4 番 白 水 正 彦  
6 番 上 野 信 之

農地最適化推進委員

1 番 久 我 一 徳  
3 番 八 尋 博 基  
5 番 重 松 栄 作

2 番 添 田 英 一  
4 番 真 鍋 利 明

6. 欠席委員

農業委員 1名

農地最適化推進委員

なし

6. 事務局

農業委員会事務局

事務局長 浅 香 大 士  
係 長 真 鍋 翔 輝  
書 記 手 嶋 雄美子

農林課農林業担当

主 事 朝 日 翔一朗

午前9時27分 開会

○事務局長

おはようございます。

お時間少し前ですけれども、皆様おそろいですので、始めさせていただきたいと思いません。

携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにお切替えてください。

○議長

皆さんおはようございます。ただいまから、令和6年度第5回那珂川市農業委員会総会を開会します。

本日は、農業委員が1名欠席です。

では、審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。

4番、白水正彦委員と、5番、内野学委員を指名します。よろしくお願いします。

先ほど課長が申されましたように、発言する際には挙手をして、指名されてから発言をお願いします。

それでは、議案に入ります。

議案第19号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、この件については○番農業委員が当事者になりますので、審議の間、御退室をお願いします。

〔農業委員 退室〕

○議長

では、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第19号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書の2ページをお願いします。資料編も2ページになります。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。

3ページですが、所有農地は0平米です。

議案書の7ページ、営農計画書をお願いします。

1の申請理由については、那珂川市の木、ヤマモモを育成し、那珂川市の特産品として加工商品を開発していく。同地域を農園化し、多くの人たちに認知を図っていきたい。また、ヤマモモの木育成により、後輩に引き継いでいく活動も行うとのこと。

申請人は、地域の農業者や民間企業と共同で組織したやまももの森プロジェクトで、4年ほど前に、荒廃農地であった申請地にヤマモモの木を植樹され、管理をされていらっしやいます。

2の作付計画は、作物はヤマモモで、売上げ予定額が130万円、出荷先は、既にほかのところで収穫したヤマモモの取引を行っている、〇〇ほか10社ということです。

農作業に従事する世帯員等は本人お一人を記載されていますが、やまももの森プロジェクトのメンバーである地元農業者や民間企業と一緒に栽培管理をされていくとのこと。

年間農業従事日数が20日となっておりますが、果樹の栽培管理になりますので、必要な

農作業がある限り、これに従事すると認められます。

8 ページをお願いします。

農機具は草刈機を所有で、自宅に保管されているとのこと。

通作方法等は、通作距離が約7.3キロで所要時間は約15分、交通手段は自家用車となっております。

農業経験は、株式会社〇〇の農作業の手伝いを約3年、また、今回の申請農地にてヤマモモの植樹と育成を、やまももの森プロジェクトとして4年ほど行っております。

9 ページから11ページまで土地の登記事項証明書、12ページが字図、13ページが通作図になります。

資料編1 ページをお願いします。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の、農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしています。

なお、補足ですが、農業委員会法第8条第6項に、農業委員の任命に当たって利害関係を有しない中立委員が含まれるようにしなければならないという規定があり、申請人の〇〇委員がこの中立委員として任命されております。

今回、農地を取得することによって中立委員としての要件を満たさなくなりますが、任命要件は任命の日による体制によるものとされておりますので、直ちに辞任する必要はなく、任期満了まで引き続き職務を行っていただきます。

議案第19号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上になります。

#### ○議長

では、担当推進委員の意見をお願いします。

#### ○推進委員

7月3日に、申請人さんの案内で現地の確認を行いました。申請地は、もともと田んぼだった形態を有しております、そこに4年前から別の方の名義で借地されてヤマモモを植えてありまして、今管理されております。

今回、ここの土地の所有者が全体を売却したいという話を聞いて、ほかの人に売却される前にとということで申請人さんが今回買われたということでありました。

現地の形態としては、資料編の2ページにありますように、〇番の土地についてはすでに点々とヤマモモが植樹されておりまして、〇番と〇番については、今後苗木を植えて整備していくようなことでありました。

今までの管理と同様のヤマモモの育成について行っていこうというもので、特に支障はないものと思われま。

以上です。

#### ○議長

何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

## ○議長

全員賛成により、議案第19号、番号1は許可することに決定しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

〔農業委員 入室〕

## ○議長

次に、議案第20号、番号1、農地転用計画変更承認申請書について及び議案第21号、番号1、農地法第4条の規定による許可申請について。こちらは同一の案件になりますので、まとめて事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案第20号、番号1、農地転用計画変更承認申請書について説明します。

議案書の15ページをお願いします。資料編は3ページをお願いします。

令和5年11月9日付で農地転用許可を受けた土地についての変更申請となっています。

申請人の住所、氏名、土地の所在等は申請書記載のとおりです。

当初の転用目的は資材置場でしたが、特定建築条件付売買予定地及び専用住宅へと変更するとのことです。

変更理由は、通行人による敷地の横断や市道からの浸水等により資材置場としての利用に支障を来すため、資材置場を隣地に移すこととしたためとなっております。

なお、隣地の資材置場の農地転用については、前回の総会にて審議され、許可を行っております。

農地転用による隣接地等への影響は変更前と変わらず、変更承認の要件は満たしております。また、こちらは転用目的が変更されますので、変更承認申請と併せて、改めて農地転用許可申請をいただいておりますので、続けて説明をさせていただきます。

議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請について。

議案書の17ページをお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書です。資材置場への転用許可を受けた後に所有者の変更を行っており、既に申請人名義の土地となっておりますので、第4条の許可申請となっております。

申請人の住所、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

転用計画は、転用の目的が特定建築条件付売買予定地及び専用住宅。理由の詳細は、6区画のうち1区画は代表取締役の自己用住宅、ほかは一括売買となっております。

利用期間は許可後から恒久となっております。

議案書19ページ、20ページが土地の登記事項証明書、21ページが字図、22ページが位置図になります。

23ページが資金計画書、24ページが残高証明書になります。

資金計画については、特定建築条件付売買予定地の場合、宅地造成後に土地が販売できなかった場合は販売できなかった土地に自ら住宅を建てて販売しなければならないという条件がつきますので、原則、資金計画では全区画に自ら住宅を建てるまでの資金計画を記載いただきます。ただし、全区画を住宅建築会社に売却し、建て売りすることが決まっているような場合は、例外的な取扱いとして住宅建築会社に全区画を販売することの誓約書の提出を求めて、転用事業者の住宅建築の費用は積算不要としております。

本申請地は、代表取締役の自己用住宅を除く区画を住宅建築会社へ全て売却するということですので、住宅建築の費用は自己用住宅分のみを記載し、25ページの誓約書をいただいております。

26ページは事業計画書、27ページ、28ページが法人の登記事項証明書です。

29ページは建築条件付の土地の売買契約書案です。

30ページが被害防除計画書です。

排水計画の雨水排水は、ためます、水路放流。汚水処理、生活雑排水は公共下水道です。用地造成に伴う被害防除措置は、土留め工事をする。内容は、コンクリートブロック・L型擁壁となっております。

続きまして、農地区分について説明します。

申請農地から500メートルの範囲内に病院と特別養護老人ホームがあります。また、隣接する国道に公共上下水道管が埋設されています。したがって、第3種農地の要件であります、水道、下水道管またはガス管のうち2種類以上以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設または公益的施設が存在することという要件に該当しますので、申請農地は第3種農地と判断できます。

議案書に戻りまして、31ページが水利関係承諾書、32ページが農地転用事前協議の回答です。こちらは都市計画法に基づく開発許可が必要な案件になっております。

文化財については、前回の申請時に確認済みです。

33ページから35ページまでが図面になります。

説明は以上になります。

#### ○議長

担当は私ですので、意見を述べます。

7月23日、申請人と現地を見に行きました。ただいまの説明どおり、国道側を資材置場として利用するということでありましたが、奥のほうを資材置場として申請されており、そこを利用して○番の土地を特定建築条件付売買予定地及び専用住宅に変更したいということで現地を見てきました。

ただいま説明のとおりでありますので、御検討いただききたいと思います。

質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

#### ○農業委員

○番、この地番全部で1,531平米ですよ、間違いないよね。

○事務局

そうです。

○農業委員

それで、変更申請書の変更理由で、資材置場としての利用に支障を来すために資材置場を隣地に移すこととしたと。それで、その隣地というのはどこになるんですか。

○事務局

21ページの字図のところを見ていただきたいんですけども、赤線で囲われている横のところの○番と○番になります。

○議長

よろしいですか。この赤線を引いてある横の○番とその奥の○番、前回の総会で議案に出ましたとおり、ここを資材置場にするということです。

○農業委員

これがこの人の土地ということですよ、申請人の。字図を見ると○番の所有者は申請人と違うから。

○事務局

前回の総会でかけたときは5条の申請で出しておりますので、その時点では、この〇〇様名義の土地です。前回、農地転用の許可を行いましたので、その許可書交付後に所有権移転がされます。ですので、今の段階ではまだ〇〇様の名義になっております。

○農業委員

まだこれは名義は変わってないということですね。

○事務局

そうですね。

○農業委員

分かりました。

○議長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

議案第20号、番号1、農地転用計画変更承認申請書について及び議案第21号、番号1、農地法第4条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第20号、番号1と議案第21号、番号1は許可することに決定しました。

では次に、議案第21号、番号2、農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案第21号、番号2、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

議案書の37ページをお願いします。資料編は4ページを御覧ください。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書になります。

申請人の住所、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

転用計画は、転用の目的が進入路、理由の詳細は、敷地内への進入路を整備するためとなっております。

なお、整理した後に隣接する土地も開発予定で、その件については都市計画課や建設課など、関係課と協議済みとのことです。利用期間は許可後から永年となっております。

38ページが土地の登記事項証明書、39ページが字図、40ページが位置図になります。

41ページが資金計画書、42ページが預貯金の残高証明書、

43ページが事業計画書、44ページが被害防除計画書です。

排水計画は水路放流です。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の4ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。

農地の広がりや0.8ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。1種、3種どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

第2種農地ですが、こちらは進入路という性質上、代替地の検討は不要です。

議案書に戻りまして、45ページが水利関係承諾書、46ページが農地転用事前協議の回答について、47ページが文化財確認願になります。

48ページ、49ページが図面になります。

説明は以上になります。

## ○議長

担当委員の意見をお願いします。

## ○農業委員

7月11日に業者と立会いに行ってきました。とにかく、やぶです。もうどこが境か全く分かりません。一般的には、私の区では、農転をする場合とかは全部伐採して、ここここですよというのは表示されるんですが、全くその表示が、見た目ではできませんでした。この辺は区長さんあたりがもう承諾してあるので、どうしたらいいのかなというふうに思っていましたけど、進入路ということでしたので、現地は分からなくてもいいのかなという気がしましたので、承認いたしました。

これは、水路があっても、建設課は立会はしないと。立会はしなくていいんですかと言ったら、農業委員会の判断でとかいう話をしますので、建設課と協議を1回やってもらわんと、水路との境界が全く分かりません。そういうことでした。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。はい、どうぞ。

○農業委員

今のをちょっと確認したいんですが、公共用地と民地との境界査定というのは、建設課は立ち会わんと今言われましたけれども、そういうことになっとですか。

○事務局

建設課に確認したところ、売買を行う際に、隣接する土地に市が管理する道路や水路があった場合、必ずしも境界立会をしているわけではなくて、境界が分からなかったり、曖昧であるため、きちんと確認して売買をしたいということで申請があった場合に立会をするということになっていて、境界査定せずに売買するケースもあり得るということでした。

ただし、今ある水路に橋や蓋をかけたとか、道路を扱うというようなときは必ず建設課のほうに届出は必要になります。

○議長

はい、どうぞ。

○農業委員

うちの区の役員が立ち会って境界はここですよと。建設課と査定をやって、それを区の役員が確認するというのをやっています。地域によって違えば農業委員の考え方もちょっと違うんじゃないかなということから、さっき私が申しましたように、区の役員さんが図面上承認されているというふうなこともあって、それでいいのかなという気がしたんですね。現地も立ち会わんで何か公民館で話し合いをしたと。それだけで終わっているの、それでいいのかなという気がしてなりません。

以上です。

○議長

そうですね。区長さんたちも承諾していらっしゃったらいいいのかなと思って、現場は見に行きますけど、やっぱりそういう問題がありますよね。はい、どうぞ。

○事務局

境界確認については、もう一度、事務局と建設課とで協議をしたいと思います。どういった取扱いをしていけばいいのかというところを、もうちょっと詰めて話をしたいと思います。

○議長

はい、どうぞ、○番推進委員。

○推進委員

48ページ、現況平面図、申請地は赤く表示されているんですが、それ以外のところは分筆されてあるんですね、既に。これの関連で、今回の申請になっているということで理解していいんですかね。

聞きたいのは、分筆されている土地を分譲か何かする目的で今回、申請地の申請をされたということですかね。

○事務局

分筆して隣接している土地、○番、○番、○番、○番、全て開発の予定があると聞いております。

改めて、農地転用の許可申請が上がってくるかと思いますが、関係部署のほうと協議をして、道路の接道要件を満たすために、進入路を今回先に造る申請がされているという状況です。

○推進委員

何か別々にせないかんとかってありますか。一貫性があるということからすれば、併せて農地転用とかその手続をしていただいたら、理解がしやすいのかなと思って。

○事務局

通常、一体で申請するんですけども、都市計画課や建設課と協議をし、一旦道路の申請を上げて、その後、市が譲り受けて市道の延長にするというような話になっているようです。

○推進委員

分かりました。

○議長

ほかに質疑はありませんか。○番農業委員。

○農業委員

1つ確認していいですか。もしこの分筆した部分と一緒に申請した場合は、ここは市道にはならないということでしょうか。

○事務局

そういったことではないんですけども、開発や建築基準法の関係で、今回に関しては先に市道を延長する必要があるという協議結果になったようです。

○農業委員

分かりました。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第21号、番号2は許可することに決定しました。

次に、議案第22号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第22号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書の51ページをお願いします。資料編は5ページを御覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

当事者の住所、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

転用計画は、転用の目的が駐車場、理由の詳細は事業用の駐車場として利用するとなっています。

利用期間は許可後から永年となっています。

申請農地の面積は315平米ですが、雑種地の併用地が82平米あるため、転用事業の所要面積は397平米となっております。

契約の内容は売買による所有権の移転です。

52ページ、53ページが土地の登記事項証明書、54ページが字図、56ページが位置図になります。

57ページが資金計画書、58ページが預貯金の残高証明書となっております。

59ページが事業計画書、60ページが被害防除計画書です。

排水計画の雨水排水が水路放流、自然流下。汚水処理、生活排水は、なしです。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の5ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり約0.04ヘクタールで、第1種農地にも該当しません。1種、3種どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

議案書の61ページをお願いします。

第2種農地ですので、代替地検討表を添付しています。

代替地のうち、不採用の土地については施設規模や立地基準、地権者との交渉不成立を理由に不採用と判断し、申請地を採用しております。

62ページが水利関係承諾書、63ページが農地転用事前協議の回答、64ページが文化財確認願についての回答です。

65ページから68ページまでが図面あります。

説明は以上になります。

#### ○議長

これは私が担当ですので、意見を述べます。

5月15日、行政書士の〇〇さんと、現地を見に行きました。

現況は休耕地となっていますが、造成して駐車場として利用したいとのことでした。周りにはいろいろな工場や資材置場があり、駐車場が必要ではないだろうか判断しました。

以上です。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。どうぞ、高橋委員。

#### ○農業委員

62ページの水利関係承諾書ですが、ここで、水利委員の名前が載っておりませんが、よろしいでしょうか。

## ○事務局

〇〇区が、現在、行政区長の〇〇さんが水利委員を兼任されてあるということで、一番上に2つ印鑑を押して、水利委員としても、行政区長としても承認しますということでサインをいただいております。

## ○農業委員

分かりました。

## ○議長

ほかに何か、質疑がある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

## ○議長

ありがとうございます。全員賛成により、議案第22号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第22号、番号2、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案第22号、番号2、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書の70ページをお願いします。資料編は6ページを御覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

当事者の住所、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

転用計画は、転用の目的が事務所、倉庫。理由の詳細は、現在地が手狭になったため、現在地より移転するとのこと。利用期間は、許可後から永年なっています。契約の内容は売買による所有権の移転です。

議案書71ページが土地の登記事項証明書、72ページ、73ページが字図、74ページが位置図になります。

75ページが資金計画書、76ページが預貯金の残高証明書、77ページが融資提案書になります。

78ページが事業計画書、79ページから81ページまでが法人の登記事項証明書になります。

82ページが被害防除計画書です。

排水計画の雨水排水が、ためます、水路放流。汚水処理、生活雑排水は公共下水道です。

用地造成に伴う被害防除措置は土留め工事をする。内容は、コンクリートブロックとなっております。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の6ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり約0.6ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。1種、3種、どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

議案書の83ページをお願いします。

第2種農地ですので、代替地検討表を添付しています。代替地のうち不採用の基地については、施設規模の不適を理由に不採用と判断し、申請地を採用としております。

84ページが水利関係承諾書、85ページが農地転用事前協議の回答です。

86ページが文化財確認願についての回答、87ページから92ページまでが各種図面となります。

説明は以上になります。

#### ○議長

それでは、担当は私ですので、意見を述べます。

7月24日、測量事務所の〇〇氏と現地を見に行きました。

現況は田になっていますが、今は何も作付けされていなく、周りの草などはきれいに刈ってありました。

田は3段階になっていて、一枚一枚に、1メートルはなかったと思いますけど、70センチほどの段差があるんですね。その段差は、段差の3段階のまま埋立てはしないで、現況の状況、利用、そのままの3段階の状況で利用するというので、事務所と、倉庫と、駐車場に利用するというのでした。

入り口の道などがちょっと狭いかなとは思いますが、近隣には迷惑をかけないように、大きな音も出ないように配慮するという考えはしっかり持ってありました。

以上です。

何か、質疑がある方は挙手をお願いします。

#### ○議長

私がよろしいですか。

私が立ち会ったときには、3段階は造成をしないでこのままの状態を使うと言ってありましたけど、資金計画に造成費とありますけど、どんなですかね。

#### ○事務局

現状そのままの状態ということではなくて、現況平面図を見ていただきますと、今の石垣の記載があります。3段は3段なんですけれども、それぞれの区分を造成して、使いやすいような形に成形した上でそれぞれ新しいブロック擁壁について造成されるということで計画をされております。

#### ○議長

そういう費用にお金がかかるということですね。はい、どうぞ、○番委員。

#### ○農業委員

87ページと88ページなんですけど、3段階と言ってありましたけど、部分的には造成とかをされるということですね。

87ページで見ますと、境界が全部斜めになっていますよね。それから、88ページ。これ

は造成されるということじゃないんですよね。

**○事務局**

今説明したように、現在の形のままの利用ではなく、3段、それぞれの段について成形し、擁壁をついて造成をされるということです。

**○農業委員**

分かりました。

**○議長**

私が見た限りでは、やっぱり上から下まで3段を埋め立てるとか、1枚にするとかいうにはちょっと困難なところはあるのかなとは思いました。

どうぞ、○○委員。

**○農業委員**

89ページに、少しずらして、こんなふうに造成される。造成前と造成後という図が載っているので、これのことですよ。

**○事務局**

はい。89ページは断面図です。もともとの石垣と新設する擁壁の記載があります。切土してしたり盛土したりして成形をして、造成をされる予定になっております。

**○議長**

はい、どうぞ。

**○農業委員**

87ページの図面の左下に、「本図面は現況図であり隣接者との立会いは行っておりません」と書いてありますが、これは、全ての議案についての図面は、こういうふうにかなくてもいいんですかね。ほかのは何も書いていないので。

**○事務局**

農業委員会として提出を求めている現況図というのが、現況測量図になります。確定測量は隣接者との立会いが必ず必要になってくるんですけども、この図面は、現況に基づいたもの、現況図であることを示すためにこういった記載が書いてあるものと思われま。なお、この文言について一律に記載することは求めておりません。

**○議長**

よろしいですか。

**○農業委員**

はい。

**○議長**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長**

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第22号、番号2は許可することに決定しました。

次に、議案第23号、番号1及び番号2、農地利用集積計画の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第23号、番号1及び番号2、農用地利用集積計画の利用権設定について説明します。議案書の93ページから96ページまでが利用権設定についての資料になります。

資料編は7ページ、8ページを御確認ください。

再設定が1件、新規が1件になります。詳細につきましては、申出書の記載内容を御確認ください。

以上です。

○議長

何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第23号、番号1と番号2は承認することに決定しました。

次に、報告事項です。

報告について、事務局の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より報告をお願いします。

○事務局

報告第11号、番号1、専決処分について、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について報告します。

議案書98ページが届出書、転用目的はコンテナ設置です。

資料編は9ページになります。

議案書99ページから104ページまで関係書類を添付しています。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類に不備はなく、受理通知書を発行済みです。

続きまして、報告第12号、番号1、専決処分について、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について報告します。

議案書106ページが届出書、転用目的は事務所建築です。

資料編は10ページになります。

議案書107ページから121ページまで、関係書類を添付しています。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類に不備はなく、受理通知書を発行済みです。

続きまして、報告第13号、番号1、専決処分について、農地法第18条第6項の規定による通知書について報告します。

議案書の123ページをお願いします。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

賃貸人、賃借人の氏名、住所、対象農地は議案書記載のとおりです。令和6年6月27日に合意解約が成立し、同日引渡しとなっています。

124ページに解約書を添付しております。こちらの届出地は、本日第3条の許可が承認された農地になります。

続きまして、報告第13号、番号2、専決処分について、農地法第18条第6項の規定による通知書について報告します。

議案書の126ページをお願いします。

賃貸借の合意解約の通知書になります。賃貸人、賃借人の氏名、住所、対象農地は議案書記載のとおりです。令和6年5月28日に合意解約が成立し、稲刈り後に引渡しとなっています。

127ページに解約書を添付しております。

続きまして、報告第14号、番号1、専決処分について、現況証明について報告いたします。

議案書129ページに、現況証明願を添付しています。農地転用は平成16年3月16日付、転用目的はデイサービスセンターで、許可済みです。現地を確認し、7月9日付で現況証明書を発行済みです。

報告については以上になります。

#### ○議長

ありがとうございます。何か報告について質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

それでは、質疑がないようですので、その他について事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

その他として、まず、前回の総会で審議された議案第14号、番号3、農地法第5条の規定による許可申請の図面について説明いたします。

前回、この議案を審議する上で、道路の幅員やセットバック部分の幅などが断面図上に記載されていないので、詳細が分からないと御指摘をいただきました。そのため、申請者に改めて断面図を提出いただきました。

議案書の131ページになります。

F断面がセットバック部分の断面図で、E断面が開発区域内に新たに造る道路の断面図になり、それぞれ寸法を記載していただいております。

また、都市計画課のほうにも、都市計画法や建築基準法の要件を満たしていることを確認しております。

〔その他、筑紫地区リーダー研修会、委員改選について事務連絡〕

○議長

ありがとうございます。

それでは、本日の総会を閉会といたします。

次回は9月10日火曜日、今度は3時からということですので、開始時間がいつもと異なります。御注意して御出席ください。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前10時33分 閉会